

発する令状によるものとしたことと
ざいます。その二つは引渡しをするこ
とができる場合に於けるかどうかとい
う裁判所の判断を受けさせることにし
た。つまり行政機関のみで判断しない
で、裁判所の判断を仰ぐということに
した点、この二点が従来のと違ふ点で
あります。身柄を拘禁する場合に、裁
判官の令状によるべし、この精神は憲法
の全体を通ずる精神でございしますが、
ただ厳密に申して、これが行政手続で
ございしますので、憲法をまつこうから
かぶるという点については疑問がある
わけでございますけれども、その精神
にやほりのつくるべきであるという点
から、従来検察庁、検事局において出
しました令状を裁判官の発する令状と
いうように切りかえたわけであります。
もう一つは、司法機関の判断を受
けしめるという点は、最近の文明諸
国、たとえば、アメリカ、イギリス、
カナダ、フランス、イタリア、ドイ
ツ、スウェーデン、スイスというふうな
諸国において、いずれもそのような構
成をとっておりまして、行政機関のみ
でかつてに身柄を連れて行くというふ
うな手続は、別に資料でお配りしてご
ざいます。割合に少ないのみならず、
ざい、いわゆる一流の国にはない次第で
ございます。そこでわれ／＼といたし
ましては、この最も新しい文明国の代
表的な立法のあり方を参酌いたしまし
て、その法制に従つてかようなことに
建前をかえたわけでございします。

なお司法機関の判断といたしまし
て、東京高等裁判所の審査を経ること
といたしましたのは、事件が全体とし
てそうたくさんございせんせんでしよ
うし、またこれを各地に分散して事務

を行わせるというの、なか／＼手続
上困難な場合もありましようします
ので、東京高等裁判所に全国管轄を持
たせまして、外交機関あるいは司法機
関、行政機関との連絡が割合に緊密に
行くような方法を講ずるために、かよ
うなことにいたしました次第でございま
す。

次に十ページの第四章は、この法案
とちようどうらはらの場合を御説明申
し上げたのでございします。つまりわが
国から諸外国に対して、現在条約のあ
るアメリカに対して、逃亡犯罪人の引
渡しを要求した場合に、どういう手続
になるだろうかという点に触れてみた
わけでございます。この点は、アメリ
カの連邦法典第二百九章、これに詳し
い条文がございまして、これも参考資
料としてお配りしてございしますが、ち
ようど日本の引渡法案と似たような、ち
ようど逆になるわけでございますが、規
定があるわけでございます。つまりこ
ちらから外交機関を通して向うの外交
機関に請求いたしますと、向うの司法
機関が一応判断して逆にまたこちらに
送つてくださる、こちらからとりに行く
こういうふうな建前になつておりま
す。こちらからとりに行く手続は、刑
事訴訟法の逮捕状という手続がござい
ますから、その逮捕状をもちつて向う
にとりに行けば、そこから完全に日本
の刑事訴訟法に乗つてございします。結
局この点については、こちら側として
は何らの法的措置を要せずしてすで
に手続ができておるわけでありまして、そ
こで一応今回の条約の国内的な手配と
いたしましては、日本側に身柄の要求
があつた場合だけを考えればよろし
い、かようなことになつたわけござい

います。
それではただいまから要点だけを拾
い読みいたしまして、逐条の解説を試
みたいと存じます。第一条は定義の規
定でございまして、一応重要な条文だ
けは読みたいと思ひます。
第一条 この法律において「締約国」
とは、日本国との間に犯罪人の引
渡しに関する条約（以下「引渡条約」
という。）を締結した外国をいう。
2 この法律において「引渡犯罪」と
は、引渡条約において締約国が日
本国に対し犯罪人の引渡を請求す
ることが出来るものとして掲げる
犯罪をいう。

3 この法律において「逃亡犯罪人」
とは、引渡犯罪を犯し、その犯罪
について締約国の刑事に関する手
続が行われた者であつて、引渡条
約により締約国が日本国に対し引
渡を請求することが出来るものを
いう。
これは「締約国」「引渡犯罪」「逃亡犯罪
人」この三つの概念を定義いたしましたも
のであります。先ほども申しましたよ
うに締約国といたしましては、現在、
日米、つまりアメリカだけでございま
す。形の上では日露、ロシアとの間
の日露逃亡犯罪人引渡条約、明治四十
四年のものでございしますが、これは国
際情勢、政治情勢の変遷によりまし
て、現在においては、ほとんど無意味
というところになつておりますので、と
りあえず問題になるのは日米犯罪人引
渡条約関係、かようなことになるわけであり
ます。引渡し犯罪につきましては、十
五ページの二行目でございします。その
内容を条約に一任いたしました。と申
しますのは、今までの国際間の諸条約

を見ますと、引渡し犯罪についての
各国の考え方がかなりまち／＼なもの
がございします。共通なものもあつた
ございしますけれども、まち／＼でござい
ます。そこでこの内容を一つずつ法律
をもつて規律するわけに行きませんの
で、条約に譲るというふうなことにし
たわけでございます。大体の傾向とい
たしましては、罪名別である主義と
刑期であげる主義と二つございします。
アメリカの関係は罪名別でございま
す。ロシアとの関係は刑期をもつて定
められておつた。かようなことでござ
いました。次にただいまのアメリカと
の関係は、それはやはり資料に条約の全
文が載つてございしますが、十五項目現
在あるように承知いたしております。
それから逃亡犯罪人の定義に関して
も、一応参考に書いてある通りでござ
いまして、そのこまかい点につきまし
ては、条約に譲つた面がかなりあるわ
けであります。

第二条に移ります。第二条は引渡し
をしない場合の、つまり制限的な規定
でございします。
第二条の左の各号の一に該当する
場合には、逃亡犯罪人を引き渡し
てはならない。但し、第六号又は
第七号に該当する場合において、
引渡条約に別段の定めがあるとき
は、この限りでない。
一 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪
が政治犯罪であるとき。
二 引渡の請求が、逃亡犯罪人の
犯した政治犯罪について審判し、
又は刑罰を執行する目的でな
されたものと認められるとき。
三 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪

に係る行為が日本国内において
行われ、又はその引渡犯罪に係る
裁判が日本国の裁判所において
行われたとした場合において、日
本国の法令により逃亡犯罪人に
刑罰を科し、又はこれを執行する
ことができないと認められるとき。
四 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪
について締約国の有罪の裁判が
ある場合を除き、逃亡犯罪人が
その引渡犯罪に係る行為を行つ
たことを疑うに足る相当な理
由がないとき。

五 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪
に係る事件が日本国の裁判所に
係属するとき、又はその事件に
ついて日本国の裁判所において
確定判決を経たとき。
六 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪
以外の罪に係る事件が日本国の
裁判所に係属するとき、又はそ
の事件について逃亡犯罪人が日
本国の裁判所において刑に処せ
られ、その執行を終らず、若し
くは執行を受けないこととなつ
ていないとき。
七 逃亡犯罪人が日本国民である
とき。
これは一号から五号までは引渡しは
ならない場合でございします。六号、七
号は条約に別段の定めがある場合には
引渡ししてもいい、かような場合でござ
います。一号はいわゆる政治犯罪につ
いて引渡ししないという国際間の一つ
の原則がございします。ただ政治犯とい
かなるものかという点についてはいろ
んな学説がございしますが、要するにこ
れは引渡しを受けた国の判断に
よつてこれを決する。日本でいえば日
本国の方で引渡しすべからざる政治犯

人であるというように認定すれば引渡

してはならない、かようなことになるわけでありませう。それから第二号は、いかにも政治犯罪でない者を要求するような顔をしたが、実際には政治犯を処罰したいという腹が見える、そのような場合に断る規定でございませう。第三号は双方処罰の原則と申しておりますが、その行為がこちらでも裁判すれば、有罪の判決が下りる場合、刑の執行ができる場合、要するに日本でもやれるような場合でなければ困る。日本では何でもないやつを向うの法律に違反するというだけで引渡しをしてはいかぬ、かような趣旨でございませう。第四号は実質的に、内容的に疑うに足る相当な理由がないとき、たとえば向うからの資料ではどうもそれらしくないといったような場合がこれでございます。第五号は事件が日本国の裁判所に係属し、あるいはすでに裁判所において確定判決を経ている、つまり日本の裁判所においてこれは取上げていこうという場合には向うに引渡しをやらぬ。六号はその事件でないほかの事件、向うからたとえば甲の罪について引渡しの要求があつた、しかし日本では乙の罪について裁判が進行しておるというような場合には、条約に特別に定めがあるときは、乙の事件の裁判が済んでから向うに引渡ししてもよろしい、かようなわけでございませう。第七号は自国民は引渡せないという原則の規定でございませう。これも条約に別段の規定があればそれによるといふことでございませう。

第三号はいよ／＼今度は具体的に向うから引渡しの請求が参りました後の手続の進行状況を規定したものでござ

います。

第三条 外務大臣は、締結国から逃亡犯罪人の引渡しの請求があつた場合において、その方式が引渡条約に適合すると認めるときは、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡の請求があつたことを証明する書面に關係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならぬ。

外務大臣においてこれを法務大臣に必要な書類とともにまわしてよすわけでございませう。その際に引渡し方法その他が条約に違反しておるといふような場合には、たとえば經由官庁が違ふという場合には、これは、外務省ではねることでございませう。これはこれを法務大臣にまわしてよす、かような趣旨であります。

第四条は二十七ページにございませうが、

第四条 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡しの請求に関する書面の送付を受けたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、關係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができるかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をなすべき旨を命じなければならぬ。

一 明らかに逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当すると認めるとき。

二 第二条第六号又は第七号に該当する場合又は逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の

定がある場合において、明らかに同条第六号又は第七号に該当し、且つ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

これは法務大臣が書面の送付を受けまして内容を一応見るわけでございませう。ところが先ほどの第二条の關係で引渡しをしてはならないということが明らかであるような場合には、それでねるわけでございませう。なお六号、七号に該当する条約において別段の定めがあり、引渡ししてもいいというやうな場合には、これを東京高等検察庁の検事長を通じて、東京高等裁判所に審査を請求させる、かような手続でございませう。

第五条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止せられてゐる場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁せねばならぬ。但し、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

二 前項の拘禁許可状は、東京高等検察庁の検察官の請求により発する。

三 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締結国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手すること

とができず拘禁許可状は返還しなければならぬ旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならぬ。

この第一項は、あとで申し上げます第二十三条以下の仮拘禁許可状による手続の場合を除きまして、拘禁許可状というものをもちつて拘禁しなければならぬ、かような趣旨を規定したものでございませう。但し身柄がちゃんとしておつて、逃げるおそれがないという場合の在宅の例外規定でございませう。二項、三項はその拘禁許可状の請求の手続並びに記載内容の規定でございませう。

第六条がその拘禁許可状の拘束の手続、つまり執行の手続でございませう。この点は技術的にこまかい点でございませう。それから省略いたします。

それから第七条には、いよ／＼拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘束いたしました場合に、それをどういふふう

に監獄に連れて行つて入れておくかという順序が規定してございませう。つまり東京高等検察庁の検察官が身柄を受取つた場合に、人違いでないかどうかを取調べて、人違いでないという場合にはこれを監獄に送致する、かような手続であります。

第八条は審査の請求の手続でございませう。ちよつと読みますと、これは重要な条文でございませうが、

第八条 東京高等検察庁の検察官は、第四条の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に對し、逃亡犯罪人を引き渡すこと

かについて審査の請求をしなればならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内に審査の請求をしなればならぬ。

事を迅速に処理するために、二十四時間以内に審査の請求をしなればならない、かような規定を設けまして、その手続は二項、三項に規定してございませう。東京高等裁判所の審査についての規定は九条にございませう。

第九条 東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

二 東京高等裁判所は、前項の決定をする前に、逃亡犯罪人に對し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

三 東京高等裁判所は、第一項の審査をするに必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができ

る。この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。これは審査の際の順序それから手続の準拠規定を規定したものでござい

す。これによりまして、高等裁判所におきましては決定をするわけでござい
ます。

決定には三種類ございまして、その
一つは第十条の一項一号、審査の請求
が不適法であるときは、これを却下す
る決定、その二は、逃亡犯罪人を引渡
すことができない場合に該当するとき
は、できないという棄却の決定、その
三は逃亡犯罪人を引渡すことができる
場合に該当するときは、今度はできる
という決定、さような三種類にわか
れるわけでございます。この決定は、第
二項によつて東京高等検察庁の検察官
に通知をします。

そうして第十一条におきまして、例
外的な場合といたしまして、審査請求
命令の取消しの手続が規定してござい
ます。これは一旦外務大臣から一応適
式なものとして法務大臣に書類の送付
があつた後に、当該の締約国から引渡
し請求撤回の申出があつたという場合
の手続で、二項、三項にその撤回後の
手続を規定してございます。

第十二条は、逃亡犯罪人を釈放する
場合の規定でございます。これは先ほ
どの第十条一項一号または二号の、つ
まり却下または棄却する場合の決定が
ありますと、当然これはそのまま放つ
て行くわけに行きませんので、拘禁許
可状により、拘禁されている逃亡犯罪
人はこれを釈放しなければならぬ、か
ようになるわけでございます。

それから十三条は大したことはござ
いません。

いよ／＼十四条に引渡し関係の重要
な条文が出て参ります。解説書で申し
ますと五十ページでございます。

第十四条 法務大臣は、第十条第一

項第三号の決定があつた場合にお
いて、逃亡犯罪人を引き渡すこと
ができ、且つ、引き渡すことが相
当であると認めるときは、東京高
等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人
の引渡を命ずるとともに、逃亡犯
罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪
人を引き渡すことができず、又は
引き渡すことが相当でないとき
は、直ちに、東京高等検察
庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨
を通知するとともに、東京高等検
察庁検事長に対し拘禁許可状によ
り拘禁されている逃亡犯罪人の釈
放を命じなければならぬ。

この第一項によりまして、第十条一
項第三号の、引渡すことができるとい
ふような決定をされました後に、法務大
臣がその裁量によりまして、これを引
渡すべきものとする場合にはその旨、
引渡すべからずとする場合には釈放の
命令を下す、かようなことになるわけ
でございます。

2 東京高等検察庁の検察官は、前
項の規定による釈放の命令があつ
たとき、又は第十条第三項の規定に
より同条第一項第三号の決定の裁
判書の謄本の送達を受けた日から
十日以内に前項の規定による引渡
の命令がないときは、直ちに、拘
禁許可状により拘禁されている逃
亡犯罪人を釈放しなければならぬ
い。

これはせつ／＼その決定がありまし
ても、引渡しの命令が出ないという場
合には、いつまでもく／＼する性質
のものでございせんので、十日以内
に引渡しの命令が出ない場合は、ただ
ちに釈放しなければならない、かよう

な趣旨でございます。

3 法務大臣は、第一項の規定によ
り逃亡犯罪人を引き渡すことがで
きず、又は引き渡すことが相当で
ないと認める旨の通知をした後
は、当該引渡請求につき逃亡犯罪
人の引渡を命ずることができな
い。但し、第二条第六号の場合に
関し引渡条約に別段の定めがある場
合において、同条同号に該当する
ため逃亡犯罪人を引き渡すことが
できず、又は引き渡すことが相当
でないとき、この限りでない。

これはその手続の安定をはかる意味
におきまして、一旦引渡さないとい
ふようなことにいたしました後は、あらた
めてこれを逆の措置はできない。ただ
第二条の第六号の甲の罪で請求があつ
たところが乙の罪について日本で裁判
進行中であるといったような場合、こ
の場合で必要があればこの限りでな
い、このような趣旨でございます。

次は第十五条に引渡しの場所及び期
限に関する規定がございします。これ
はちよつと条文を讀みますと、
第十五条 前条第一項の引渡の命令
による逃亡犯罪人の引渡の場所
は、逃亡犯罪人が拘禁許可状によ
り拘禁されている監獄とし、引渡
の期限は、引渡命令の日翌日から
起算して三十日目の日とする。

但し、逃亡犯罪人が引渡の命令の
日に拘禁されていないときは、引
渡の場所は、拘禁状により逃亡犯
罪人を拘禁すべき監獄又は拘禁が
停止されるまで逃亡犯罪人が拘禁
されていた監獄とし、引渡の期限

は、逃亡犯罪人が拘禁状により拘
束され、又は拘禁の停止の取消に
より拘束された日の翌日から起算
して三十日目の日とする。

つまりすでに入つてゐる者について
はその引渡し命令の日から起算して
三十日目、一旦出ておる者等につきま
しては入つてから三十日目、かような
趣旨でございます。場所はその者の入
つてゐる監獄あるいはこれから入る監
獄、さようなことに相なるわけでござ
います。

五十六ページに第十六条関係がござ
います。これはいよ／＼引渡しの命
令をする具体的な措置でございます。
第十六条 第十四条第一項の規定に
よる引渡の命令は、引渡状を發し
て行ふ。

引渡状というものを出すわけでござ
います。これは第二項によりまして、
東京高等検察庁の検事長に交付される
ことになりました。これと同時に對外的
な関係において第三項で
3 法務大臣は、引渡状を發すると
同時に、外務大臣に受領許可状を
送付しなければならぬ。

身柄の受領許可をするわけであります。
第四項には引渡状及び受領許可状
の記載用件等が規定してございします。
第十七条はいよ／＼引渡すことにな
りますと、これを監獄の方にも指揮し
なければならぬ。その間の手続が十
七条の一項に規定されてございします。
すでに入つておる者あるいは拘禁停止
された者については、入る監獄のその
長に對しまして、こゝういふ身柄を引渡
せといふことを具体的に指揮をいたし
ます。この際まだ身柄がとつてないとい
う場合があるわけでございますが、

その場合にはどういふ手続によるかと
いうことが問題になります。第二項に
ついて

2 前項に規定する場合を除き、東
京高等検察庁検事長は、法務大臣
から引渡状の交付を受けたとき
は、東京高等検察庁の検察官をし
て拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁
させなければならぬ。

かような新しい手続をとつたわけで
ございします。この拘禁状というものは
第三項によりまして「東京高等検察庁
の検察官が發する。」ここに於いて検
察官から發する拘禁状というものが出
て参るわけでございします。これは建前
といつて従来の裁判官から出す令状
というものと違ふのじやないかといふ
御疑問が出るかと思ふのであります
が、これはすでに事件そのものについ
て東京高等裁判所の判断がありまし
て、これは引渡すべきものということに
特定された事件でありますので、すで
にさやうな判断が下された以上はその
手続については検察官にやらせてよろ
しい、かやうな考え方でありまして、そ
れから四項、五項はいずれもこまかい
手続規定であります。

第十八条もこまかい規定でございま
す。

第十九条は、對外的な関係を規律し
たものでございまして、先ほどの十六
条三項の規定によりまして、受領許可
状を外務大臣が受取りましたら、ただ
ちにこれを締約国の方に送付してや
る。それで締約国はその通知を受け
て、第二十条によりまして受取りに参
る、かやうなことになるわけでござい
ます。これはすべて簡単な条文でござ
います。

第二十一条は、逃亡犯罪人の身柄を受取つてから締約国の方に持つて行くその手続につきまして、その身柄が日本国内で拘禁されたまま連れて行かれるという条文が一つ生ずるわけであり、そこでこれに對してこの法律で護送というものの権限を与えた。かような根拠規定でございます。これはアメリカの法律の中にも、ちようどこれと逆の場合が規定されてございます。

第二十二條は、拘禁の停止に關する規定でございます。これは一旦拘禁を開始いたしましたも、いろ／＼な事情でもう停止した方がよいという場合が出て参るだらうというのを考えましてこの例外的な規定を置いたわけであり、また、条文が長いのですけれども、ちよつと讀んでみます。

第二十二條 東京高等檢察庁の檢察官は、必要と認めるときは、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は逃亡犯罪人の住居を制限して、拘禁の停止をすることができ、

2 東京高等檢察庁の檢察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができ、

法務大臣から東京高等檢察庁檢察長に對して引渡状の交付があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならぬ。

これはすでに引渡状の交付があつてすでに確定的になつて参りましたので拘禁停止を取り消す、かような趣旨でございます。三項は拘禁取消の場合の拘束の執行手続、四項はその場合の監獄に引致の手続、五項は緊急に執行す

る場合の手続、これは御承知の刑事訴訟法七十三條三項でございましたが、引渡状等について類似の規定がございます。六項はその後の報告の規定でございます。七項は停止されている拘禁が當然効力を失う場合の規定でございます。

次に第二十三條以下第三十條までは、仮拘禁に關する手続でございます。仮拘禁と申しますのは、條約の第六條に仮逮捕という表現で書いてございますが、その規定であります。どういふ場合かと申しますと、

外務大臣は、引渡條約に基き、締約国から逃亡犯罪人が犯した引渡犯罪についてその者を逮捕すべき旨の令状が発せられたことの通知があり、且つ、当該締約国の外交官が締約国において引渡條約に従つて逃亡犯罪人の引渡の請求をすべき旨を保証したとき

これでございます。つまりもうすでに向うの方で令状が出てゐる事件として固まつた事件である。必ず逃亡犯罪人の引渡しの請求を正式にやるから、その間かりにつかまえておいてくれ、かような趣旨でございます。その場合の手続が二十四條以下にあるわけでございます。法務大臣が、外務大臣からの書面の送付を受けまして、仮拘禁の手続を東京高等檢察庁檢察長に命じますと、第二十五條によりまして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ發する仮拘禁許可状というものによつてこの拘禁が行われるわけであり、

それから第二十六條は、ちよつと讀んでみますと、これは釈放を命ずる場合の規定でございますが

法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人について、外務大臣から第三條の規定による引渡の請求に關する書面の送付を受けた場合において、第四條各号の一に該当するために同條の規定による命令をしないときは、東京高等檢察庁檢察長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等檢察庁檢察長に對し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならぬ。

先ほど第四條のくだりで申し上げました通り、法務大臣がこれは引渡すべきではないというふうな場合があるわけでございます。さういふ場合においては釈放を命ずるといふような手続をとるわけでございます。

それから第二十七條は、今度は逆に仮拘禁許可状が発せられておる逃亡犯罪人について、正式の手続がされて来る場合でございます。

東京高等檢察庁檢察長は、仮拘禁許可状が発せられてゐる逃亡犯罪人について第四條の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等檢察庁の檢察官をして、逃亡犯罪人に對し引渡の請求があつた旨を通知させなければならぬ。

これで知らせまして、

前項の告知は、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その監獄の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、逃亡犯罪人に書面を送付して行ふ。

さういふ順序になつて来るわけであり、そこで第三項におきまして、仮拘禁が拘禁に移りかわる段階を明らかにしたわけでございます。第三項を

讀んでみますと、

3 仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人に對し第一項の規定による告知があつたときは、その拘禁は、拘禁許可状による拘禁とみなし、第八條第一項の規定の適用については、その告知があつた時に東京高等檢察庁の檢察官が拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘禁したものとみなす。

ここで初めて性質が仮拘禁から本拘禁にかわつてくるわけでございます。第二十八條は、今度はそれに基づいて引渡しの請求があつた場合の手続であります。そしてこれを請求しない場合には釈放するといふような手続が二十八條の二項、三項に規定してございます。

二十九條、三十條は、この仮拘禁許可状に關連して諸般の準用規定がございますが、さういふような手続あるいは準用規定について規定してあります。

第三十一條は「この法律に定めるものの外、東京高等裁判所の審査に關する手続及び拘禁許可状又は仮拘禁許可状の發付に關する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。」という根拠規定を置いたわけであり、

第三十二條は、先ほども申した通り、東京高等裁判所が全國管轄を持つことになるので、その根拠規定を入れておいたのでございます。

第三十三條は、今後他の国と引渡條約が締結される場合において、この法律はどういふふうに働いて来るかという点に關しまして問題が生ずると思ひますので、今後新しい條約ができた場合に、その効力発効前に犯された犯罪

について、この請求手続がこのまま乗つて来る、かようなことを明らかにしたものでございます。

附則は第一項が七月二十二日から施行する、これは先ほど申しました通り、ちようど七月二十二日から條約が停止された効力を復活して参りますので、法律的にはやはり国内法律もそれから新しいものに乗り移るのが正当である、かような考え方でございます。

二項はもとの條約の廃止、三項は手続規定でございますから、犯罪としては前のものでも法文に乗つて来るということ、第四項は拘禁の根拠を改正いたしましたのはつきりさせる、第五項は注目すべき改正でございますが、刑事補償法の一部を次のように改正する。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十六條犯罪の引渡に關する條約により、日本国が締約國に對し逃亡犯罪人の引渡を請求した場合において、締約國が当該逃亡犯罪人の引渡のためにした抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

以上が、たいへん急いで恐縮でございますが、逃亡犯罪人引渡法案の概要でございます。なお詳細の点につきましては一応解説書にも書いてございまして、御質問に際しまして順次お答えいたしたいと思ひます。

○小林委員長 これにて説明は終了いたしました。

これより本案に関する質疑に入りまします。質疑の通告がありますから、順次これを許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 大体日本国民に大した関係がある法律でもございせんので、詳しく質問する必要もないかと存じますが、二、三お尋ねいたします。

日米逃亡犯罪人引渡条例が実施されてから、今日までこの条例に従ひまして引渡した者は一体何人くらいあるのでしょうか。

○岡原政府委員 お手元に差上げました逃亡犯罪人引渡法案参考資料(一)というものがございまして、その二十三ページ以下にございまして、念のために簡単に申し上げますと、日本国から犯罪人の引渡しを要求した国及び件数が、アメリカ二件、英国一件、ドイツ一件、中華民国二件、それから逆に日本国に対して犯罪人の引渡しを要求した国及び件数は、アメリカ二十一件、ロシアが十六件、英国十二件、あとはこまかい数になりますが、フランス、ポルトガル、スペイン、ポーランド、スイス、ソールウェー、ドイツ、オーストリアハンガリー、オランダ、イタリア、デンマーク、メキシコ、中華民国、朝鮮、これは古いこととございまして、計八十三件、その結果日本国から犯罪人の引渡しを要求して引渡しを受

けた件数が、米二件、中華民国一件、諸外国から犯罪人の引渡しを受けた件数が英国一件、ドイツ一件、中華民国一件、逆に諸外国から犯罪人の引渡しの要求があつた事件について、引渡しをした件数はアメリカ十件、ロシア三件、英国二件、ポルトガル二件、スペイン二件、中華民国、ドイツ各一件、朝鮮二件、計二十五件で、あとは五十五件というものは断つております。大体さうな状態でありまします。

○猪俣委員 今お示しになりました参考資料の(一)を見ますと、たゞさんの国が関係国となつてありますが、これは前にみないやうな国と引渡条約が締結されておつたのでございましょうか。

○岡原政府委員 ただいま申し述べましたやうな諸国との間には、アメリカとロシアを除いては条約はなかつたのでございまして、ただその間国際法に認められました一つの行き方、あるいは国際礼让と申していいかと思ひますが、それによりまして各国間にそれら引渡し礼让に従つてやる場合がある、さうな場合がその他の場合に當るわけでございます。

○猪俣委員 ソ連との関係ですが、先ほどの御説明によると、国際情勢がかわつたので、日露逃亡犯罪人引渡条約というのがあるのだけれども、これは効力がなくなつたのだという御説明ですが、この国と国との条約の効力がなくなつたといふことの説明がちよつとはつきりいたしません。どういふ理由でこれが効力がなくなるのでありますか。その御説明をお願いします。

内部事情が、政体の変革によりましてかなり根本的にかわりまして、その間さうな条約についてこれを引継ぐといふことについての明確な国際法的に認められたやうな形跡がないというのが一つ。それからもう一つは、日本とロシアとの関係は、現在国交回復といふことになつておりませんので、従つてその関係でもこの条約は動き出さない、かような趣旨でございまして。

○猪俣委員 現在国交が回復してないといふことはあるいは理由になるかもしれませんが、ロシア帝国がソ連邦にかわつたといふこと、それは理由にならぬと思ふのです。日本はその後ソ連邦とも外交関係を締結したのですから、こゝういふ条約を破棄しようといふ両者の合意があるならば、破棄されたことになつても存じませんが、ただ国家組織が、政権の所在がかわつたといふだけで国際条約が自然消滅するといふやうなことはどうもよくは考えられないのですが、これはなお御研究願ふことにいたします。と申しますのは、たとえば中華民国、露国といふものは、この資料を見ましても、こゝういふ条約の及ぼす影響と申しますか、アメリカに次いで件数が多いのであります。それでこゝういふ条約の相手国といたしましてアメリカに次いで影響のあるのは、ソ連あるいは中華民国じやないかと思ふのですが、これがアメリカだけの条約だといふことになりまして、これはどういふものであるかと考えられます。しかしこれは法務省の管轄外になるかも知じませんが、外務省の管轄になるかも知じませんが、なお御研究願ひたいと存するのであります。

それから先ほどの犯罪人の引渡しに関する制限、第二条ですが、この政治犯罪は説明でもよく説明されておりますので、これは問題のあるところだろ

うと思ふのであります。ことに日本のやうに、ソ連あるいはアメリカといふやうな資本主義国と共産主義国の中間にはさまつておる国におきましては、この政治犯罪の定義がなかつて、むづかしいのぢやないかと思はれる。それを今ここで論議してもしかたがないと思ふのですが、ただ一点お聞きしたいことは、今御説明にありましたい

わゆる双方処罰の規定ですが、日本には軍機保護法その他軍機を保護する法律がない。鹿地事件におきまして、まるでスパイ犯罪を処罰するがごとき宣伝が行われたのであります。軍機保護法といふのはない。刑法の間諜罪も削除されておる。そうしますとアメリカの軍機の秘密を犯したといふことで日本に逃亡して来たとしても、政府としてはこれは引渡す義務がないのか、あるのか、それをお尋ねいたします。

○岡原政府委員 軍機保護法違反といふたやうな事件は現在日本に処罰規定がありませんし、それから従来の解釈が犯罪といふものは政治犯とも見られてゐるので、いずれにいたしましても引渡すべからざるものになるわけでございます。

○猪俣委員 そうすると先般電氣いすにかけられたローゼンバーク、あゝいすう人が日本に逃亡して来た場合には引渡さないでもいいといふことになりましようか。

○岡原政府委員 ローゼンバークの事件につきましては、私も詳しいことは知りませんが、伝えるところによりま

すと、単純なスパイ事件のやうでございまして、従つて結論としてはさうになると思ひます。

○猪俣委員 なおお尋ねいたします。今アメリカではマツカーシー旋風といふものがあつて、自由主義国ではなくなつておると私は考えてゐる。日本の東条内閣時代より以上ではないかと考えられますが、そこであゝいす思想犯罪人が日本へ逃亡して来て、つまり赤の思想——このごろアメリカの法律はよく知りませんが、何か日本における治安維持法のようなもの、マツカラン法とか何とかいふやうなものがありまして、あゝいすの違反として日本へ逃亡して来た者があつたらば、これは一体政治犯になるのでしょうか、一般の普通の犯罪になりましようか。

○岡原政府委員 いわゆるマツカーシー旋風に関連してだれか逃げて来たといふ場合を仮想いたしました。その犯罪をどういふ形でやつたかといふことについて若干関係はあると思ひますが、おおよそ政治犯と認定する場合が多いかと存じます。

○猪俣委員 それからなおこゝういふものの経費はどういふことになるのでしようか。引渡しに要する、たとえば留置したり、連れて行つたり、いろ／＼の金がかかると思うのですがこゝういふことはどうなるのでございませうか。

○岡原政府委員 この点につきましては条約に根拠がございまして、それ／＼の費用は引渡しを請求した政府においてこれを支弁するといふことが第八条にございまして、ちよつと離れてみますと、「被告人ノ逮捕監禁訊問及送致ノ費用ハ其引渡ヲ請求シタル政府ニ於

テヲ支弁スヘシ」かようなことになり
ます。

○猪俣委員 それは平和条約ですか。

○岡原政府委員 引渡条約です。なお
この原則は各国間に認められたほほ国
際法上の原則になっております。

○猪俣委員 最後にお尋ねしたい
ことは、本法と多少の關係があると思
いますが、犯罪者が日本へ入つて来
た、つまり入国して来た。これに關連
いたしまして私は入国管理局に對しま
して幾多質問しなければならぬ事案が
あるのであります。これは本日お呼出
しをいたしておりましたので、次会
に私はお呼出しを願いたいと思いま
す。こういう犯罪人その他が日本に入
つて来る。この前私が質問いたしましたマ
ンダリン・クラブの人たち、これはい
れも札つきの博徒でありまして、日本
から追い払われたが三べんも日本へ入
つて来た。ルーインなどというものは
有名な人物であります。四回も日本に
入つて来た。突にふかしぎ千万であり
ます。これは一体どういうことで入
つて来るか、実情を調べないと日本の治
安が保てないと思つております。こ
れは法務省の管轄だと思つてますが、そ
の直接の係官である入国管理局の方が
おいでになりませんか、私はこの質
問は次会まで留保いたします。次会に
は委員長から入国管理局の人をお呼び
出し願つて入国の経路について詳しく
お尋ねしたいと思つております。

○鐵冶委員 關連して承りたいのは、
日本で引渡すべからざるもの、向う
の方では引渡すべきものだ、という論争
が起ることは多々あると思つてますが、
そういうことはあつたかなかつたか。
あつたとすればどのくらいの数字でど

ういうものか伺いたい。

○岡原政府委員 その点私どもも大分
古い記録を探してみたのでございま
すが、それがもとで紛争が非常にはげ
しくなつたという事案は記録に残つてお
りません。

○鐵冶委員 これは重大だと思つて
からできるだけ調べてください。そこ
で紛争はどうしても尽きないと思つ
れば、その解決はどういう方法でやり
ますか。

○岡原政府委員 さような問題につ
きまして、両国間の、つまり一つの条約
適用についての争いになるわけであり
ますが、争いがはげしくなると、
外交交渉が何回も進められるわけであ
ります。そこでどうしても片がつかぬ
という場合は、最後は國際司法裁判所
でこれを取上げる、かようなことにな
ろうかと思つております。

○小林委員長 ちよつと私から御質問
いたします。そうするとこの法案の
きる根拠はやはり明治十九年の条約が
もとになるのですが、これは大分古い
条約ですが改正する必要があるの
ですか。

○岡原政府委員 お尋ねの点まことに
ごもつともでございます。私どもも今
回この条約を見まして、ずいぶん古
さい条約だなどという感じを抱きなが
ら立案したような次第でございまして、
たとえば罪名だとかあるいは実際に適
用すべき範圍とかいふものについては
整理をいたすべき余地があると存じま
すので、この点は外務當局とも連絡の
上善処したいと思つております。
○小林委員長 この法案が通つた場
合には、日本人が外国に引渡される場
合があり得るでしょうか。

○岡原政府委員 日本人がアメリカ側
に引渡されるというのは日米引渡条約
の第七條に「締約國ハ本条約ノ條款ニ
因リ互ニ其臣民ヲ引渡スノ義務ナキモ
ノトス但其引渡ヲ至當ト認ムルトキハ
之ヲ引渡スコトヲ得ヘシ」というの
で、義務はないけれども、どうも事情
として向うに引渡すのが当然だとい
う事案の場合には特別な考慮が払われ
る、そのようなこともあり得るとい
うことであります。

○小林委員長 もう一つお伺いた
いのですが、在日米軍人が日本で罪を犯
してアメリカへ帰つてしまふ、アメリ
カで民間人になつて、向うで犯罪によ
つて判決を受け、まだ執行にならぬ
うちにまた日本へ入国して来た、そう
いう場合に、前の犯罪に對して日本で裁
判できますか。それからまた向うから
刑の執行のために引渡しを請求があつ
たときはどういふふうになりますか。

○岡原政府委員 この点につきましては
若干問題のあるところでございま
す。と申しますのは、引渡条約の前文
のところに、「両国内並ニ其管轄内ニ
於テ司法事務ヲ益周ナラシメ及ヒ犯
罪ヲ防止センカ為メ」云々、それから
第一條に「締約國一方ノ管轄内ニ於テ
第二條ニ掲クル犯罪ニ付有罪ノ宣告若
クハ告訴告発ヲ受ケタル者他ノ一方ノ
管轄内ニ於テ発見セラレタルトキハ」
とありますが、その「管轄」といふ文
字につきまして若干疑問がございま
す。これを領土的な、つまり国内とい
うふうには狭く讀むか、あるいは司法裁
判權の行われる管轄、司法管轄全体に
及ぶかという問題でございまして、泉
二さんなどはこの点につきまして、そ
の國の領土内に限るといふ學說を立て

ておられるようであります。従いま
していただいたような場合には當らない
といふことになります。

○小林委員長 それでは質疑は一応こ
の程度にいたしまして、午後二時から
また引續いて開きます。

休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局